

沿岸広域振興局長告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成25年3月26日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

- 1（1）路線名 大川松草線
  - （2）供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町釜津田字尾和田49番19地先から28番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成25年3月26日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
    - イ 期間 平成25年3月26日から同年4月26日まで
- 
- 2（1）路線名 田野畑岩泉線
  - （2）供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町岩泉字沢中8番14地先内
  - （3）供用開始の期日 平成25年3月26日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
    - イ 期間 平成25年3月26日から同年4月26日まで
- 
- 3（1）路線名 岩泉平井賀普代線
  - （2）供用開始の区間 下閉伊郡田野畑村切牛106番1地先内
  - （3）供用開始の期日 平成25年3月26日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
    - イ 期間 平成25年3月26日から同年4月26日まで